

## 第3章 住民組織の法人化について

地方自治法第260条の2に基づき、市から認可を受けることで「地縁による団体」になることができます。地縁による団体となることで法人格を有し、金融機関の口座開設、不動産所有などができます。

認可申請を考えている場合は、地域企画課までご相談ください。

### できること

- 貸借等の契約主体になれる
- 不動産登記ができる



### ！設立後の注意事項！

- 代表者のほか、規約や告示事項に変更がある場合、申請や届出が必要
- 固定資産や事業に対して課税の対象となる（申請することで、減免できる制度もある）



## 「地縁による団体」認可手続きの流れ

STEP 1  
住民組織で申請について話し合い



STEP 2  
地域企画課へ事前相談



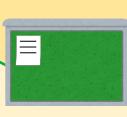
STEP 3  
規約(案)や議案などの作成



STEP 4  
総会を開催し、規約や事業計画について議決



STEP 8  
市長による認可と告示



STEP 7  
認可要件審査



STEP 6  
地域企画課で提出書類の確認



STEP 5  
申請書類の作成及び提出





## 認可後の税金について

認可された地縁による団体（「認可地縁団体」といいます）は、法人格を有するため、課税の対象となります。

しかし、収益事業を行っていない場合などは減免の対象になる場合もあるので、事前に関係機関へ必要な手続きなどを確認しましょう。

税の種類		手続きの内容	問い合わせ先
市税	法人市民税	法人等の設立・設立届出書を提出 収益事業を行わない場合は減免措置あり（要申請）	三原市役所 市民税課 0848-67-6031
	固定資産税 都市計画税	集会所など、公共のために使用する場合は、 減免措置あり（要申請）	三原市役所 資産税課 0848-67-6032
県税	法人県民税	法人設立届出書を提出 収益事業を行わない場合は減免措置あり（要申請）	広島県東部県税 事務所 課税第一課 084-921-1306
	法人事業税	法人設立届出書を提出 収益事業を行わない場合は減免措置あり（要申請）	
	不動産取得税	登記した後に県税事務所に申告 集会所など、公共のために使用する場合は、減免措 置あり（要申請）	広島県東部県税 事務所 尾道分室 0848-25-2011
国税	法人税	認可を受けた日から2ヶ月以内に、「法人設立届出 書」を提出 ※収益が無い場合は、届出不要	三原税務署 0848-62-3131
	登録免許税	不動産登記の際に納付	広島法務局 尾道支局 0848-23-2882



## 代表者・事務所、規約の変更について

認可地縁団体の代表者や告示事項に変更があった時、または規約を変更した時は、市に変更の届出を行い、市から変更の認可を受ける必要があります。

変更の手続きは、右の二次元コードからご確認ください。



↑市のHP